予 算 要 求 資 料

令和2年度9月補正予算 支出科目 款:教育費 項:教育総務費 目:私立学校振興費

事業名 私立高等学校等就学支援補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号:058-272-1111 (内 2461)

E-mail: c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 393,485 千円 (現計予算額: 2,855,214 千円)

<財源内訳>

		財		財	源		内	訳				
区分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財	産	寄附金	その他	IEI /	生	_	般
		支出金	負担金	手数料	収	入	前門並 て	その他	県	債	財	源
現計予算額	2,855,214	2,855,214	0	0		0	0	0		0		0
補正要求額	393, 485	393, 485	0	0		0	0	0		0		0
決定額	393, 485	393, 485	0	0		0	0	0		0		0

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

国の平成22年度当初予算により、私立高等学校等の生徒の学費負担の軽減を目的として、「高等学校等就学支援金」制度が創設された。26年度からは、さらに公私間格差是正や低中所得者層の教育費負担の軽減を図るため、所得制限導入及び加算拡充等の制度見直しがされた。

今回、低中所得者層の支給限度額の引き上げにより、世帯年収 590 万円未満の生徒については、授業料の無償化となった。

今回の要求は<u>今年度授業料単価が国の支給上限額付近まで引き上げられ</u>たことよる増額要求。

(2) 事業内容

【法定受託事務】

- ・県内の私立高等学校等に在籍する生徒が、学校設置者を通じて県に申請 し、学校設置者が生徒に代わって就学支援金を受領して授業料に充当す る。必要な経費は、国から県へ全額交付される。
- ・26 年 4 月以降に入学した生徒については見直し後の制度を適用し、25 年 度以前から引き続き在学する生徒については、従前制度を適用。

・支給期間の上限は、全日制 36 月、通信制 48 月まで支給。

<新制度:26年4月以降に入学した生徒適用>

- ・月額授業料を設定する学校(課程)の生徒については、公立高等学校授業料相当額(月額9,900円)から、1.5倍(同14,850円)、2倍(同19,800円)、2.5倍(同24,750円)まで、段階的に支給。令和2年度からは590万円未満世帯は、私立高校の平均授業料を勘案した額まで引き上げ予定。
- ・単位あたり授業料を設定する学校(課程)の生徒については、1単位 4,812 円に履修単位数を乗じた額を基本とし、保護者等の課税所得を基準に判断 し、基本額から私立高校の平均授業料を勘案した水準(従来は、最大 2.5 倍まで、授業料を上限として、段階的に支給。(通算上限 74単位、年間上 限 30単位まで))まで支給。
- ・支給対象は、いずれも世帯年収910万円未満の生徒に限られる。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】 国 10/10

(4)類似事業の有無

- 私立高等学校等授業料軽減補助金
 - …就学支援補助金に上乗せする形で、授業料に対して補助。
- ・私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金
 - …中途退学者が高等学校等で学び直す場合に、支援金相当額を補助。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細				
補助金	393, 485	就学支援金 (私立学校)				
合計	393, 485					

決定額の考え方

4 参考事項

(1)国・他県の状況

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による法定受託事務であり、すべての都道府県が適用される。

(2) 事業主体及びその妥当性

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定により、私立高等学校等 に係る就学支援金の受給資格の認定及び支給は、県が行うこととされている。

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

26年4月以降に入学した生徒については、受給要件(年収910万円未満の世帯)を満たす生徒に対して、保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額に応じ2段階で就学支援金を支給する。25年度以前から引き続き在学する生徒については、従前制度を適用し(低所得世帯には加算)、就学支援金を支給する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
	(H)	(H) (H)	(H)	(H)	%

〇指標を設定することができない場合の理由

低所得者に対する修学支援金のため、数値目標設定ができない

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

県内の私立高等学校等に在学する生徒(約 14,200 人)に対し、新制度及び従前制度に基づいて、就学支援金を支給した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

所得制限の導入、公私間格差是正のための加算拡充等制度見直しにより、 26年4月以降の入学した生徒に対し、低中所得世帯への教育費負担の軽減に 貢献している。

25 年度以前から引き続き在学する生徒等に対し、一律に公立高校授業料相 当額を支給、さらに低所得世帯の生徒については、家庭の状況に応じて就学 支援金を加算して支給しており、教育費負担の軽減に貢献している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

高等学校等への進学率は約 98%に達し、国民的な教育機関となっており、教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していくという点で必要性が高い。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

家庭の状況にかかわらず意志ある高校生等が、私立高等学校等で安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担軽減が図られている。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

学校設置者が生徒の代理で受領し、授業料と相殺することになる。

○ っており、簡便かつ確実に授業料負担の軽減が図られている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

平成 26 年度からの制度見直しにより、低中所得者層のさらなる教育費負担の軽減を図っているため、対象の生徒が増加することが見込まれる。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

保護者等の教育費負担の軽減を図ることを通じて、教育の機会均等に資することができるよう、対象となる私立高等学校等生徒に対して、今後も就学支援金を支給する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	